

東京都児童福祉審議会 第6回専門部会
(社会的養育推進計画の策定に向けた検討)

議事録

1 日時 令和元年10月30日(水) 18時00分～20時24分

2 場所 都庁第一本庁舎 42階 特別会議室A

3 次第

(開会)

1 議事

(1) 代替養育を必要とする児童数の見込について

(2) 里親等への支援について

2 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

柏女部会長、磯谷副部会長、石川委員、鈴木委員、都留委員、林委員、藤井委員、
宮島委員、武藤委員、渡邊委員

5 配布資料

資料1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿

資料2-1 代替養育を必要とする児童数の再試算

資料2-2 代替養育を必要とする児童数の再試算(附属資料)

資料3-1 里親等への支援について①(里親制度の普及、登録家族数の拡大、
委託の促進)

資料3-2 里親等への支援について②(養育家庭(里親)に対する支援)

資料3-3 里親等への支援について③(特別養子縁組に関する取組の推進)

資料4 専門部会開催スケジュール

資料集

開 会

午後6時00分

○玉岡育成支援課長 本日は、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

はじめに、本日の出席状況でございます。西村委員、横堀委員、オブザーバーの松原委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、その他の委員の方々はお揃いでございます。

次に、お手元の配布資料の御確認をお願いいたします。

資料の1枚目、会議次第に配布資料の一覧を記載してございますとおり、本日は資料1から資料4、第6回部会の資料集を御用意しております。

その他に、参考といたしまして、前回部会までの資料集、黄色のフラットファイル綴りでございますが、置かせていただいております。

本日、藤井委員、宮島委員から資料の提出がございましたので、あわせて配布させていただきます。こちらの資料は、委員のみの配布となっておりますので御了承ください。

また、今年、東京都のほうでつくりました、ペンギンの里親制度普及啓発キャラクターを載せている、『家庭を必要としている子供がいます～里親になってみませんか』というリーフレットをお配りさせていただいております。こちらも参考までにご覧いただければと思います。

資料に過不足はございませんでしょうか。御確認いただき、万一、資料の不足等がございましたら事務局にお声がけいただければと思います。

なお、黄色のフラットファイルの参考資料を毎回事務局で机上に御用意いたしますので、そのまま置いていただくようお願いいたします。

本日の資料集につきましては、事前にお送りしております内容と同じでございます。お持ち帰りいただいても結構ですが、机上に置いていただければフラットファイルにとじて次回の部会まで事務局で保管をさせていただきます。

本部会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますので、よろしくをお願いいたします。

また、御発言に際しましては、マイクスタンドにありますボタンを押してから御発言いただき、御発言が終わりましたらもう一度ボタンを押していただくよう、よろしくをお願いいたします。

それでは、この後の進行は柏女部会長にお願いしたいと思います。

○柏女部会長 皆さんこんばんは。日の落ちるのが早くなって、忙しい時期ではありますが、お集まりをいただきましてありがとうございます。

前回の部会が7月末の開催でしたので、その後、3か月を経て今日に至っております。その間、東京都社会福祉協議会の児童部会で勉強会が開かれたり、少しずつ現場での関心も高まっているかと思えます。これまでの専門部会で、里親等への支援、それから施設の機能転換、さらに児童相談所・一時保護所等の改革、この大きな3つのテーマについて様々な御意見を頂戴してきました。

今日の6回目と、次回の7回目で、この3つのテーマについて二巡目となります。東京都のほうで、一巡目を受けて御検討をされて、こんな案でどうかというものを今日は御提出いただいております。我々の意見も反映されているように思いますが、12月部会でのまとめに向けて今回と次回、さらに議論を深めていきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めてまいりたいと思えますが、1つ目の議事が「代替養育を必要とする児童数の見込みについて」というものです。それから、2つ目が「里親等への支援について」で、この里親等への支援については大きく3つに分かれます。そうしますと、上の「代替養育を必要とする児童数の見込みについて」を入れて4つの細かなテーマに分けられます。最後に全体の御意見を頂戴できればと思えますので、2時間を5つに分けて進めていきたいと思えます。

説明の時間を除くと大体1テーマについて20分ほど審議という感じになります。もちろんこれは原則ですので、そうでなければいけないというわけではないですけども、そのように目安をもって進めていければと思えます。よろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、まず1つ目の議事について、事務局から説明をお願いいたします。

○玉岡育成支援課長 それでは、資料2-1によりまして御説明をさせていただきます。

6月24日の第3回専門部会で御提案いたしました「代替養育を必要とする子供数の試算」につきまして、その後の状況を反映させたり、委員の皆様方の御意見を反映し、試算をブラッシュアップさせていただきました。一番上の破線の囲みに書いてございますように、具体的には相談件数等は実績を更新するとともに、潜在需要につきましては委員のほ

うから御指摘がありましたので、学校・教育委員会等における緊急点検結果を新規に追加しているところでございます。

また、児童相談所調査結果につきましては、平成30年5月1日時点で前回はお示しをさせていただきましたが、今回、新たに令和元年5月1日時点のものがそろいましたので、時点を更新いたしまして、さらに児童相談所に対して行った補足調査の結果を反映させています。

次の「再試算結果」をご覧ください。平成30年度児童数試算は、981人に対して、最終的に令和11年度には潜在需要を含めまして代替養育が必要な児童数は、4,709人と試算をさせていただいたところでございます。

それを踏まえまして、次の「里親等委託率算出の考え方」でございます。

まず上のところは、前回6月24日の専門部会でお示しをさせていただいた委託率算出の考え方でございます。児童相談所の調査から、施設養育が必要な児童の割合を試算し、見込んだものでございまして、施設入所中児童のうち児童相談所に対する調査で「里親等委託が適していない」と判断した児童を施設養育が必要な児童として見込みまして、残りを里親等委託として割り振っているものでございます。

具体的に委託が適していないと判断した理由につきましては、★印に書いてある理由により、児童相談所が、施設養育が必要と判断しているというものを見込んでいるということでございます。

次に、今回お示しをさせていただくものについてでございますが、児童相談所が里親委託が適していないと判断したものの中にも、里親委託が可能なものがあるのではないかとこの視点のもとで補足調査を行いました。こちらのほうは当該児童との、特に「家庭復帰に向け施設にて交流支援中」という部分につきましては、何らかの働きかけによって里親委託につなげることが可能ではないかという視点に基づきまして、こちらのほうを見込みました。

具体的には資料2-2の11ページにございますが、こちらで補足調査をいたしております。【質問2】のところで、「家庭復帰に向けた交流について、里親委託に適していなかった具体的な状況」を児童相談所に尋ねたところ、資料のような回答がありました。この中で網かけがされている部分については、働きかけをすることによって里親委託へ向け状況が改善することが期待できるのではないかとこのところ、事務局としてはまず考えさせていただきまして、その内容を里親等委託率のほうにつけかえているものでござい

ます。

その結果、資料2-1の右下、今回のところで、施設養育につきましては62.6%、里親等委託につきましては37.4%と、前回の28.6%に比べまして9ポイント程度、里親等委託率のほうに振りかえということになります。

あわせて、参考までに「将来に向け必要な里親等登録数」というところでは、資料の一番下に記載がありますように、令和11年度につきましては2,624家庭の登録が必要だということで試算をしております。

2枚目に、それとあわせて御参考までにつけさせていただいているものがございます。こちらは、児童養護施設に対して入所している児童がどのような問題を抱えているかというものを毎年調査させていただいているものでございます。現行計画がこちらの調査の内容をもとにつくられているということがございまして、現在の状況を皆様方に御紹介するという趣旨で載せさせていただいております。

ここにありますような反社会的行為から始まって健康上の問題まで、5つの分類をしております、複数回答もありということではございますが、一番右下にありますように、前回と今回とを比較した結果、依然として問題を抱えて個別的な専門的ケアを必要としている児童は多いという状況が明らかになってございます。

そうしたことも参考にしながら、今後、里親等委託率、あるいは施設養護が必要な児童数の見込み方について、委員の皆様方のほうからも御意見をいただければと思っております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。かなり細かく補足調査をしていただいたり、新しいデータを反映させていただいたりして、緻密な計算をしていただいた上で、今回37.4%、これは全体ですけれども、その委託率が考えられるのではないだろうかということで都としての御提案がありました。そうしますと、里親等の登録数が約3倍必要になるといったようなこともあわせて御提案をいただいております。

これについての御意見等がございましたらお願いしたいと思います。

では、武藤委員お願いします。

○武藤委員 単純な質問なのですが、前回、私のほうからこの試算をするときに、学校や教育委員会等々からの緊急調査を2月に実施した件で、それも参考に入れるべきだということで意見を言わせていただいて、それが反映していただいていると思いますけれど

も、資料2-1の上にある再試算結果で、潜在需要（緊急点検・虐待の恐れ）には4ケースとあるのですけれども、こんなに少ないという試算なのでしょうか。

○柏女部会長 これは、事務局から今、答えていただいたほうがいいと思いますので、お願いします。

○玉岡育成支援課長 具体的には、詳細の試算の方法につきましては資料2-2のほうにございまして、今、武藤委員がおっしゃったのは9ページのところにございます。（4）の「潜在需要及び虐待が疑われるケースに係る緊急点検結果を試算」の「【推計方法】」というところで、下に「<緊急点検結果>（新規）」で⑦とございます。それで、緊急点検結果は東京都につきましては125人のございました。それに新規措置児童比率0.035211を乗じ、人数として4人というところで推計をさせていただいているものございます。以上ございます。

○武藤委員 緊急点検結果の実数としては125人ということですね。

○玉岡育成支援課長 虐待を疑われるケースということでは、そのとおりございます。

○柏女部会長 よろしいですか。

○武藤委員 はい。

○柏女部会長 ありがとうございます。では、御意見がございましたらお願いしたいと思ひます。

どうぞ、渡邊委員。

○渡邊委員 ありがとうございます。まず、将来に向け必要な里親等登録数、これはおそらく状況によって10年後にはまた違う数字が出てくると思うのですが、今の見込みとしてこういう数字という中で、2,624家庭、平成30年度の里親等登録数849家庭から1,800くらいの御家庭がプラスという形になりますが、おそらくかなり低く見積もって2%くらいはリタイアをされていくだろうということを考えると、10年間で2,000家庭くらいのプラスという形になると思うのです。

そうすると、10年の中で190家庭から200家庭くらい、単純計算で1年間にリクルートの登録家庭数が必要になってくると思うのですけれども、いきなり、毎年、毎年200家庭を増やしていくという数字を見ると難しいと思うかもしれませんが、徐々に増やしていくということであれば、東京都の人口を考えれば決して無茶な数字ではないと思ひます。

ただ、これは、やはり今後フォスタリング機関の働きに大きくかかわってくるかなと思

うのですが、これに関しては、今後それぞれフォスタリング機関が戦略を練って行って、こういった数字を東京都の実質にあわせて目指していくという理解でよろしいのですね。

○柏女部会長 事務局からお願いします。

○玉岡育成支援課長 ありがとうございます。後ほど資料3のほうでも御説明をさせていただきますけれども、今、渡邊委員がおっしゃっていただいたように、フォスタリング機関のほうの働きかけというところでも、当然のことながらももちろんやっていきますし、確かにチャレンジングな目標になるかとは思っておりますが、広域的な部分では東京都全体として里親制度の普及啓発の中でも取組をして、あらゆるエネルギーを注力しまして、この達成に向けて努力をしていきたいとは考えております。

○柏女部会長 では、渡邊委員、続けてどうぞ。

○渡邊委員 繰り返しますけれども、個人的には東京都の人口を考えれば、決してハードルが高い数字ではないな、戦略を持って実践していけば十分達成可能だろうと思って見せていただきました。個人的には、希望が持てる数字だと思っています。以上です。ありがとうございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 なかなかすぐに手を挙げなかったのは、皆さんがどのように受けとめているのかなということを少し気にしておりました。

東京都の委員を今、務めさせていただいていますが、同時に他の自治体でも同様の委員や特別委員を務めさせていただいております。

他県の状況等も照らすと、やはり数字というのは本当に難しいし、印象だけで考えると大変なことになるなと感じております。

もったいぶって恐縮ですけれども、先ほど申し上げた特別委員をしている自治体も含めて、非常に里親委託率の高い自治体でも、代替養育が必要な子供が現状で1つの県で100人くらいという県が結構ある。このような県で実践をしている方のお話を聞いたところ、数字は例えば施設に3人きょうだいが入ると、100人のうちの3人なので、一度に里親委託率が3%落ちる。逆に、例えば新たに3人を里親委託すれば3%上がる。このような数字の動きをする自治体と、そうでない自治体とでは、そのパーセンテージの意味が全く違うということを強く感じております。

都の近県の会議では、現状で千数百人の代替養育が必要な子供がいると見込まれるとい

う試算を出したのです。それで、当初出した里親委託率は、こんなに低くていいのかという声があったのですが、かなり精一杯頑張ったパーセンテージをお示しくくださったと思うのです。ですので、正直なところ私は少し心配になりました。

というのは、やはり里親委託をしたら、その委託をした児童が増える一方というわけではなくて、年齢も上がっていきますし、本来は家庭に帰ることを目指しての里親委託なので、目指すところが実現すれば、どんどん措置解除が出てくるわけです。また、養子縁組も促進するとなれば、半年とか1年で里親委託した児童は養子縁組となるわけですから、この分の委託数も減ってくるわけなので、いくら委託を増やしてもパーセンテージはなかなか上がらない。

そういうフローを考えてこのパーセンテージを達成するためには、実際どのくらいのペースで新たな委託をしなければならないのですか、というふように質問しました。

そうしたところ、その県では、3倍まではいかないけれども、相当の新規委託を増やさなければいけないということが出てきたので、それであれば里親の養育の支援体制を本気で整えないと、これは大変なことになるという危機感を抱きました。

そこで、都に、質問を1つさせていただくとすれば、現状で里親委託が14.3%ですね。この場合、現状では新規の委託が1年間にどのくらいあるのかということと、その1年間に同様に委託解除や、あるいは措置変更ですね。場合によってはこの中に不調が含まれると思いますけれども、それがどのくらいあるのか。だから、実数でどのくらい上がるのか。分子を分母で割らないとパーセンテージは出てこないなので、この数値を達成するには現状でどのくらいの新規委託と、そこから委託解除と措置変更がどのくらいあるのか。それで、年度を推移して令和11年度にこの委託率を達成するためには新規の委託をどのくらい行い、そして措置解除や措置変更がどのくらい生じるというように見込んでおられるのか。

これはすぐ答えられないかもしれませんが、そこを確かめてからでないとその数字の妥当性が判断できませんし、子供たちに対して責任のある安全な里親委託をしなければいけないので、そこをぜひとも明らかにしていただきたいと要望します。

○柏女部会長 では、時間の関係もあるので御意見として承っておきたいと思います。色々な状況を勘案しながら、現場感覚として合うのかどうかというようなところも確認しながらやってほしいということです。他にはいかがでしょうか。

では、藤井委員お願いします。

○藤井委員 今日お示しいただいたものですが、推計は推計ですので、色々確認したいところや突っ込みたいところもありますが、私は、行政の立場としてはやはり何らかの数値目標を持つべきではないかと考えておりますので、基本的に今回の推計は大変よく考えていただいたと思っています。

例えば、潜在需要で在宅指導中をベースにしているのですが、これが先々もっと増えるのではないかと予想もしますので、代替養育が必要な子供の数の推計は、もしかしたら過少になっているかもしれないというように心配したりもしますが、里親委託等の割合につきましては、この試算のやり方をそのまま目標値的に持っていくのだとすれば、特に試算上は実親の同意がとれなかったケースの全て、あるいは家庭復帰に向けて施設による交流等支援中だったうちで、先ほど事務局から御説明があった、再調査に基づく一定割合を里親委託にカウントしていただいたという姿勢は、大いに評価したいと思います。

ただ、どのように実効を上げるかというのは、現実にこの数字を目指してどのような具体的な施策を打っていくかというところが当然重要ですし、難題でもありますので、特に実親の同意のとり方とか、そういったところは今後も考えていかなければと思うところで

す。

その上で、確認の意味で2点だけ申し上げたいと思います。

1つは、この試算上、児童相談所において里親委託が適していないとされたケースにつきましても、本来は全てのケースについて家庭での養育を保障する責務というのが私たち大人にはあるということです。そういう意味では、全ての子供たちに家庭を保障するという前提で考えていかなければいけないと思います。

それからもう一つは、特に児童相談所が分類をさせていただいています情緒行動上の問題が著しかったというところとか、それから保護者の状況から里親委託が困難であったというところにつきましては、以前にも申し上げましたように、児童相談所ごとに判断基準がかなりばらついているのではないかととも思いますので、今後の実務に当たりましてはこういった子供たちを頭から里親に適さないとするのではなくて、全ての子供たちに里親委託の可能性を検討する必要があるということです。

念のためではありますが、この2点を申し上げておきたいと思います。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。大事な、忘れてはいけない視点だと思います。

では、林委員、お願いします。

○林委員 今回の藤井委員の御発言と関連するのですが、里親委託に適していないというケースを固定的、継続的に捉えるかというところでは、例えば情緒行動上の問題ということで言えば、今後施設の高機能化ということとも関連してくると思うのです。

家庭委託に向けての子供のレディネスを整えるというか、そういう役割が高機能化の中で施設側に求められてくるわけで、やはり一時的と考えたときに、どんなに長くても3年以内に家庭委託に向けて子供を専門的にケアしていくという考え方、あるいは生活療法的なものを含めて家庭委託に向けて考えていく。

これは高い非行性も同じだと思いますし、もう一つ、重度の障害を持つ児童や医療的ケア児に関しては、やはり支援環境との相関で考えていく必要があるかと思います。これも過渡的というか、今後委託が困難な障害を持つ子供たちの支援体制のあり方というのをどう考えていくかということが2点目です。

それから、東京都も要支援家庭に特化したショートステイなども新たに始められていると思うのですが、その中で潜在ニーズというのは顕在化してくると思います。だからといって、ではどれくらい上乗せしたらいいのかというのは難しいところなのですが、やはりサービスがニーズを生み出す面もあるでしょうし、そういうことを踏まえて若干上乗せするという考え方もあるかと思います。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。さらに上乗せも考える必要があるということだと思います。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 先ほどは質問だったものですから、意見を言わせていただきたいと思います。

今回、子供の抱える課題なども含めて、里親委託が現時点では適していないというようなことも念頭に置いて、現実のケースに即して算出をしているということに関しては、基本的に今回の算出方法に関しては賛成であります。

それで、いつも私はここの場で言わせていただくのですが、特に東京都は、施設も里親も含めて、いわゆるケアニーズが高い子供たちが非常に多いような気がします。ですから、もっと早く措置をしなければ、ちょっと手遅れになっているというようなケースが散見されることとなりますので、今回里親委託率という形で量的な目標ということ掲げるのですが、この後の議論にも通じるのですが、質的な目標も立てないと、やはり量的な目標だけでは今の子供たちの支援というのができないだろうと思います。

ですので、多少難しい子供たち及びケアニーズが非常に高い子供たちをどういう形で支

援するのかということについて、特に里親自身の力動的な強化、専門性も含めてですけれども、そういう対策を具体的に出していかなければいけないのではないかと。

それから、もっと徹底して里親を支援するというような仕組みを設けないと、里親委託率というものがただの目標ということで終わってしまうのではないかと思いますので、またこの後の議論でも発言はしたいと思いますが、量的な目標とともに質的な目標というのを具体的に立てていく必要があると思います。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。後半の議論にかなりつながってくる御意見だと思います。他はいかがでしょうか。

どうぞ、渡邊委員。

○渡邊委員 先ほどは確認させていただいたのですが、これは私からのお願いという形で意見を出させていただきたいと思います。

この10年という形での数字は、私は非常に検証するに適した機関だと個人的には思っています。5年という形、あるいは3年という形だと瞬間風速的に数字を一時的に上げることはできるとしても、家庭養育、里親制度というのは間違いなく、地域社会のイメージと、委託率とか、あるいは里親のなり手の数がリンクしていくのは、10年というスパンでいけば、地域社会でどれほど里親制度というものがポジティブなイメージを残していくのかみえてくると思います。

つまり、今、武藤委員もおっしゃいましたけれども、里親という生き方が市民にとって充実したものであるというイメージをどんどん広げていくことが必要だと思うのです。支援がきちんと受けられて、そして子供の成長に変化が見られるという経験を、市民である里親が日々感じるからこそ、10年後の大きな委託率につながっていく。口コミが一番大きなリクルートであるということは、オックスフォードのリーズセンターでも出ています。

それを考えれば、この後の支援の議論もありますけれども、これから10年間、それこそ地域社会で子供を育てていく、里親家庭で子供を育てていくというもののイメージをつくっていくという意識と、支援の中容、質というものをリンクさせていくという形で、ぜひ御議論いただければいいなと感じていますので、今後の議論もぜひそういった考えでお話しいただければ大変うれしく思います。よろしく申し上げます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、磯谷委員どうぞ。

○磯谷副部長 結論的には、私は細かいところまではなかなか分からないですけども、数字的には概ねこんなところなのではないかと思います。

里親が不適當だという中で、健康上の問題などを見てみますと、アレルギーとか、そういったところがあって、程度にもよるのでしょうけれども、こういったところはもう少し里親でもできるかなと思う一方で、様々な反社会的、あるいは非社会的行為とか、情緒上の問題というところがあって、この里親認定に長く関わって、実際に里親になりたいと言ってくる方々の現状を見てみると、こういう子供たちを積極的に引き受けていこうという割合というのは、率直に言ってかなり低いのが現状ではないかと思うのです。そして、それが飛躍的に高まっていくことが期待できる合理的な根拠というのはどうなのかなとも思います。

それから、今回新たに加えていただいた家庭復帰に向けた交流中のものですが、基本的には入れていただいたのはいいのかなとは思いますが、一方で、例えば里親の生活に合わせて面会交流の設定が困難だったというものもあります。これも、抽象的に言えば、それはしっかり支援してあげれば大丈夫でしょうという話になるのかもしれませんが、おそらく現実には里親の感情の問題もありますし、または様々なスタッフの問題とかもあって、こういった事例が本当に里親に適すると言えるのかというのは、かなり個別的な問題になってくるかと思います。

ですから、そういう意味では総合的に考えると、今回出していただいた数字くらいが穏当なのかなという感触を持っております。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、宮島委員どうぞ。

○宮島委員 2点、先ほど足りなかったところと、誤解を生じるところがあったので補わせていただきたいと思いました。

まず1点目。数字にこだわるわけではありませんけれども、里親委託を維持するにあたって大事なことは、子供のニーズに応じるということと、あとは実際に委託した先で養育の不調が生じないということだと考えます。

そして、先ほど申し上げた、社会的養育のもとにいる子供が100人くらいで、委託率もとても上げているという自治体の方がおっしゃっていたことなのですが、委託率を上げることも大事ですけども、それ以上に大事にしていることは不調を起こさないことで、そのことによって、高い委託率を維持しているというようなことをお話してくださいました。

あとは、都の近県の職員の方も、まずはどこに力点を置くのかということで、養育の不調をできるだけ減らすのを大事なこととして、達成を目指しているというようにお話をしてくださっていました。養育の不調が起きないような支援体制はこの後も話し合われるかと思えますけれども、ぜひともそれをお願いしたいと申し上げたいと思います。

2つ目は必要な里親数についてなのですが、現状は登録家庭の67%が委託中ということなのですが、実際はもう少し登録が多くないと子供たちのニーズは満たせないのではないかと。やはり今まで以上に多様なニーズを抱える子供たちや家庭を地域で支えるという里親委託を進めるためには、いつでも預かれるよ、あるいは短期でも預かれるよといった方々を増やしていくことが必要だと思いますので、現状の比率をベースにして必要な里親家庭の数を算定するのでは少し足りないのではないかと思います。私は、今の2倍くらいは登録家庭がないと、子供と家庭の多様なニーズを受けとめることはできないのではないかと考えます。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、林委員、お願いします。

○林委員 新しい社会的養育ビジョンの中では、乳幼児期の委託率を75%、学童期50%と、要するに年齢で差を設けているわけですね。私自身もそれに対していろんな思いを持っていたのですが、イギリスから来られた方のお話を聞くと、イギリスの委託率が今73%で、なぜ73%が可能かということ、やはり乳幼児期の委託率を100%近くに行っているからで、ティーンエイジャーの委託というのはイギリスも半分満たないという状況なのですね。

乳幼児期の委託の促進ということはビジョンに基づいて言われているわけですし、イギリスは要するに100%と50%弱で平均75%ということですので、そうしたことも踏まえた数値目標を設定するという必要かと思いました。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。資料2-2の13ページのところでございますけれども、現時点で試算している10年後の委託率は、3歳未満児が51.7%、3歳以上児が53%、そして学齢期が33.1%という数字になっているわけですが、今、林委員がおっしゃったこと、それから磯谷委員がおっしゃった、低年齢児にアレルギーなどが多いということを見ると、就学前の子供たちは10年経っても半分が施設にいるという状況はもう少し改善する余地があるのかなと思います。

そういう意味では、3歳未満児のところ、あるいは3歳以上児の就学前のところは50%

にしかないというところは、もう少し再考していただいて、子供たちに家庭養育の環境で過ごしてほしいという我々の願いを込めて、その数字を上げるということはあるのかなどは思いました。私も今その意見を言おうと思っていて、林委員から御指摘いただいたので、それを言わせていただきました。

では、武藤委員お願いします。

○武藤委員 資料2-2の5ページのところで、新たに代替養育が必要となる児童数の推計ということで、日本人と外国人の児童人口の推計を反映する必要があると思います。昨今、児童相談所の相談件数で、外国人の相談件数が非常に多くなってきていますので、今後、いわゆる外国籍や外国人の子供たちをどうするのかということはしっかり考えていかなければいけないのではないかと考えていますので、その推計をどういう形で入れたのかを質問したいし、数値に反映するべきだと思います。

○柏女部会長 では、お願いします。

○玉岡育成支援課長 2ページの③をご覧くださいますと、国勢調査と住民基本台帳から日本人児童と外国人児童の0歳から17歳の人数を計算しております。これはちょっと区分の違いがありますので、15歳から17歳については日本人児童の各年齢の割合をベースに補って推計をしているということになっています。

その他、⑥のところにもありますけれども、「東京都世帯数の予測」には外国人も含まれているというところもありますが、一方で0歳から17歳、あるいは平成31年、令和2年の人口計を予測比較し、令和2年が増減するというようなこともありますので、その中で見ると、東京都の世帯数の予測に含まれていないのではないかとこのことを加味しまして、⑦のところでも別途上乗せをしております。そういった所々の修正などをしまして、最終的にこの区分ごとに出しているということでございます。

○柏女部会長 よろしいでしょうか。

それでは、このテーマについてはこの後の議論とも深く関わりますので、またその中で御意見をいただいても結構ですので、このような数値目標等々を達成していくために必要とされることの議論に入っていきたいと思っております。

まずは事務局から、資料3-1から資料3-3の説明をお願いします。

○玉岡育成支援課長 それでは、里親等への支援について、御説明をさせていただきます。

はじめに、資料3-1をご覧ください。テーマ1、「里親制度の普及、登録家庭数の拡大、委託の促進」でございます。こちらは、今まで委員の皆様方からの御意見を踏まえま

して、国の目標であります75%ないし50%以上を実現するという背景、経緯、目標を踏まえながら、どのようにそれぞれ施策を進めていくか、ということでまとめさせていただいたものでございます。

論点（１）、「里親制度の普及・登録家庭数の拡大」でございます。これは、前回もお示ししているものを、より具体的に書かせていただいているところでございますが、特に委員の皆様方の御意見を踏まえて、新たな視点として加えさせていただいているところといたしましては、上から2つ目のところで、「養育家庭の登録数は増加傾向にあるが、伸びは緩やかであり、制度の認知度を高め、養育家庭の登録につなげることが必要」という現状と課題に対しまして、今後の方向性のところで、住民に身近な区市町村との連携が大切ではないかという御指摘をいただきましたので、そういったものを加えまして、学校、保育所、幼稚園、学童保育、さらに自治会など、あらゆる地域の資源、機関を通じた普及啓発を推進するということで書かせていただいております。

次に、論点（２）、「里親等委託の促進に向けた取組」でございます。

まずは、最初のところで、現在の里親委託等委託率が14.3%ということに対しまして、先ほどお示しましたように、令和11年度における委託率の目標は概ね40%と設定をさせていただきたいと考えております。

さらに真ん中のところでございますけれども、「家庭復帰を前提としたケースは、施設入所になることが多い」、「子供が実親と交流することに抵抗のある里親も存在する」というところでございます。こちらも、これまでの御議論の中で委員の皆様からの御意見を踏まえまして、今後の方向性として、里親委託中の児童の実親交流を民間機関が支援する仕組みについてもしっかりと考えていくということですか、里親に対しても子供が実親と交流することについての理解を促進していくといったところを、今後の方向性に盛り込ませていただいたところでございます。

次に、資料3-2をご覧ください。テーマ2、「養育家庭（里親）に対する支援」でございます。こちらは、上の「背景と経緯」にありますように、これまで児童相談所を中心に、東京都でいえば里親支援機関、児童養護施設等々のそれぞれの役割に応じた専門的な支援を行う、いわゆるチーム養育の体制を整備しているところでございますが、その中でも「現状と課題」というところがございますので、それについて今後、どのように方向性として考えているかというところを下に示してございます。

この中では真ん中でございますが、チーム養育体制にはメリット、デメリットがあり、

一貫した支援体制が必要であるということ、あるいは児童相談所の福祉司の異動等の問題もあるといったものに対しまして、今後の方向性として、こちら委員の皆様方の御意見を踏まえまして、フォスタリング業務につきましても包括的に民間機関に委託するフォスタリング機関事業のモデル実施を行い、一貫性・継続性のある里親支援体制の構築を図る、あるいは将来的にフォスタリング業務を担う人材を育成し、その中で人材育成も含めて何かしら仕組みとして考えていく、というような方向性を検討したいと思っております。

次に、資料の3-3をご覧ください。テーマ3、「特別養子縁組に関する取組の推進」でございます。こちらにつきましては、児童福祉法の改正に伴いまして養子縁組里親、養子縁組に関する相談・支援が都道府県業務とされているところでございます。また、平成30年4月には民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律が施行されまして、これまで届出制だったものが許可制に切り替わった、あるいは民法の改正があり、特別養子縁組の対象年齢が引き上げられるということもございます。

この中で、論点でございますけれども、特に本委員会で御議論いただいたところ等を含めて申し上げます、例えばですが、現状と課題のところ、「縁組成立後の実親への支援について、都としての統一的な支援方針が整理されていない」という課題認識もございます。これにつきまして、今後の方向性として、縁組成立後の実親への支援、実親子の交流のあり方についても何かしら検討をしていきたいと考えているところでございます。

また、先ほど申し上げましたが、民法改正により特別養子縁組の候補となるケースが増えることが想定されるということに対しましては、養育家庭委託から養子縁組里親委託への切り替えが円滑にできるよう、里親の認定・登録のあり方について、メリット、デメリット等もございますので、引き続き検討していくというようなことを示させていただいているところでございます。

主な点のみの御紹介になりまして大変恐縮でございますが、私のほうの御説明は以上でございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

あと1時間15分ありますので、3つのテーマについて、それぞれ20分ずつぐらい議論の時間をとっていき、それで、最後にはちょっと時間が短くなるかもしれませんが、全体を通じての御意見をいただく時間もとりたいと思います。

それでは、まずは資料3-1、「里親制度の普及、登録家庭数の拡大、委託の促進」に

ついて、御意見、御質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、武藤委員お願いします。

○武藤委員 先ほど、里親委託中の児童の実親交流を民間機関が支援する仕組みを検討していくということで説明をいただきましたけれども、これについて、具体的に言うと里親支援専門相談員等を考えているのでしょうか。具体的なところを少しお話いただければと思います。以上です。

○柏女部会長 それは、どうでしょうか。

○玉岡育成支援課長 まずはフォスタリング機関というところの検討もこれから始めますので、フォスタリング機関が手厚い体制の中でそういった機能も深めていくというのも一つのあり方ですし、あるいは里親支援機関がこれまでも担っていただいている部分もありますので、そういったところを充実させるということもあり得るかとは思っていますので、それはまた委員の皆様方の御意見等も参考にしながら検討していきたいと思っています。以上です。

○柏女部会長 よろしいですか。

では、他にはいかがでしょうか。まずは入り口のところということですね。

どうぞ、石川委員。

○石川委員 2点質問なのですけれども、「里親制度の普及・登録家庭数の拡大」というところで、まず普及啓発の対象となり得る世帯数というのはどれくらいあるのでしょうか。資料に、東京の総世帯数はおおむね180万世帯という数字がありましたけれども、この中には高齢者のみの世帯ですとか、東京都は未婚率も高いですので単身世帯なども含まれていると思うので、まず里親制度の普及啓発の対象となり得る世帯数というのを都ではどれくらい見込んでいるのかというところを教えてくださいたいと思います。

2点目ですが、資料集の最後のページに里親制度に関する都民の意識調査を示していただきました。これは大変良い調査だと思うのですけれども、「主な調査結果」の②、「あなた自身は里親になってみたい気持ちはありますか」というところで、「関心があるが、難しいと思う」が40.7%という結果を示していただきましたが、多分これ以外に「関心がない」という選択肢と、「里親になることに積極的に考えたいと思う」というような選択肢があったのではないかと思うのですが、ほかの選択肢の割合がもし分かるようでしたら伺いたいと思います。

○柏女部会長 分かる範囲で結構ですので、お答えをお願いします。

○玉岡育成支援課長 里親の普及啓発の対象世帯についてですが、まず里親の登録可能な年齢ですけれども、今年の10月1日に改正しました里親の認定基準で年齢の上限を撤廃しておりますので、幅広い年代の世帯を普及啓発の対象と考えております。また、未婚率というようなお話もありましたが、補助者要件につきましても今年の10月に緩和をしているところがございますので、そういった意味では、基本的に全世帯が普及啓発の対象と考えておまして、対象世帯に制約を設けているということはありません。

それから、資料集の8ページの部分での御質問ですが確認をいたしまして後ほど回答させていただきます。

○柏女部会長 分かりました。ありがとうございます。途中でも、分かったら教えてください。

それを受けて、何かありますか。よろしいですか。

○石川委員 はい。

○柏女部会長 では、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 今の石川委員の意見とちょっと関連するのですがけれども、資料集の6ページに現在やっている里親制度の普及啓発、今日配っていただいたリーフレットのことなどが説明してあるのですがけれども、これは既にもうやっていることなので、これをやったことでどれくらい引き合いが増えているのかということがお伺いできればと思います。

それで、これはざっと見せていただいたのですがけれども、企業とか、学生とか、教育機関とか、投網を巻くような感じで、要するにどこをターゲットにしているのか分からない。やはりちょっと対象が広過ぎるのではないかという気がしております。もっとこういうものを本当に増やす気であれば、マーケティングはすごく重要なので、これは藤井委員に聞いたほうがいいかもしれないのですが、そもそもどういう人たちが現在の里親になっているかを調べて、そのカテゴリーに適合する対象群に対してターゲットを絞って色々啓発をしたほうがやはり効果があると思います。ですので、その辺りのプロファイリングみたいなことをやるべきではないかという意見が一つです。

それとはまた全然違う話を一つしたいのですがけれども、最近こういう普及率を向上させようとか、何とか率を上げようとかというので、厚生労働省がよくやっている手法は、地域ごとに落とすというやり方でして、自治体ごととか、もうちょっと広い範囲の地域で率を見える化するのですね。例えば健診の受診率などなのですが、まず目標を掲げて地域差を出して、地域や自治体の状況にあったやり方でそれぞれ目標を目指していくというやり

方を医療でも介護でも色々やっているのですけれども、それがこの分野で効果的なのかどうか。

もし効果的だったら、そういうことをやってもいいかなと思うのです。先ほどの里親委託率の目標も、オール東京都で数字を出していらっしゃるけれども、よく考えたら東京というのはすごく人口も多くて、さまざまな地域があるので、小さい規模の自治体と同じやり方では難しいと思うのですね。ですから、やはりもうちょっと地域差を見せる。

それで、高いところを引き上げるとするのは結構難しいはずで、むしろ低いところを底上げするというほうが現実的なアプローチになるはずなので、もうちょっと地域差を見せて、どこを上げたらいいかというようなことを考えるというのが、全体の数字を上げるときのアプローチとして一つ考えられるのではないかと思います。

先ほどの里親委託率の数字なども、どのくらいが妥当なのか、もしかしたら都民から見るとよく分からないかもしれない。そういったときに、例えば地域差があると、これはどこを目標にしているのか。例えば、先ほどの40%くらいの数字でも、児童相談所の管轄エリアくらいで見るのがいいのではないかと思いますけれども、ある地域の児童相談所では達成していて、これくらいの数字だというような相場観が見えてくると、これは妥当な数字なのか、どの辺りを目指しているのかがよく分かってきますので、もうちょっと地域差みたいなものを見せたら、見せ方としてもおもしろいのではないかと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。地域差の話は藤井委員から何度も、児童相談所ごとに委託率を出してくれというようなお話もありましたけれども、やりようによってかなり違ったりもしているのではないかと思いますしながらお話を伺わせていただきました。

では、林委員どうぞ。

○林委員 この議論は、やはり普及啓発の方法とターゲットを分けないと混乱すると思うのです。最初の、普及啓発の対象は何人ですかという質問については、ターゲットによって当然変わってくるわけです。そのターゲットの当て方の一つとして、鈴木委員が言われた地域というところに焦点を当てるのも一つだと思うのです。

例えば、施設がないけれども要保護児童数が多いというような地域では、施設数と要保護児童数の偏在が一致していないわけです。だから、より比重をかけた地域での里親開拓が必要であるということであったり、あるいは障害児とかということを含めて子供に特化したターゲット、子供に絞ったときに、やはりそれにふさわしい里親というのが当然必要になってくる。

どういう子供たちに里親が必要なのか。先ほど、乳幼児期の委託の促進というお話があったと思うのですが、そういうスポットの当て方もある。あるいは里親の年代でいうと、例えば高年齢児の子ということであれば、シニア層が当然必要になってくるでしょうし、幼児期ですと30代、40代というのが、より必要になってくる。

だから、ここは「現状と課題」の前半部分で、新たな里親の獲得に向けた普及啓発として、ポスター等の配布と養育体験の発表会以外の方法を含めて、もうちょっと漸新的な方法論を書くということと、それからターゲットを絞ったということですが、そのターゲットの絞り方に関しての今後の方向性ということに分けて書いたほうが分かりやすいかと思います。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、藤井委員をお願いします。

○藤井委員 私も、普及啓発につきましては全く鈴木委員や林委員と同じ意見なのですが、一言でいえばやはり具体的な戦略、戦術がないという印象を受けました。のべつまくなしにやっても、これは里親に限らず、行政による広報というのは何事もそうなのですが、なかなか効果が上がらないので、その効果をどのように測定するかということも含めて、資料にも書いていただいていますけれども、民間のノウハウをうまく活用しながら作戦を立てていくということが必要だと思いますので、今後、私ども東京養育家庭の会も含めていただいて、さまざまな関係者が協力し合って、何か具体的な作戦を立てていくような検討のワーキング的なものがあったらいいのかなと思いました。

それから、少し普及啓発から離れたところでいくつか申し上げたいと思います。

資料3-1で、養育家庭と養子縁組里親の二重登録の話がありますね。二重登録につきましては、少なくともこれを認めるのであれば、やはり登録の際にそれぞれの制度の趣旨をよく説明して納得してもらおうということが、とにかく大事ではないかと思います。そうでないと、子供が欲しくて登録された方が養育里親として子供を受託したときに、例えば実親との交流を拒んだりということが起きるのではないかというように心配されますので、そこは丁寧な説明をお願いしたいと思います。

それからもう一つは、先ほどの推計のところでもちょっと出てきましたけれども、実親に里親委託への同意を説得するということは、本当に難しいですので、経験年数の少ない児童福祉司が増えているというところでは、東京都、児童相談所の組織として、方法等について何らか児童福祉司に示して対応していくことが必要だと思いますので、そういうこと

も含めて御検討いただければありがたいです。

あとは一つ、質問ですけれども、ファミリーホーム設置基準の見直しを検討とあるのですが、これは具体的にどんな見直しを考えていらっしゃるのか、もしお答えいただければありがたいと思います。

○柏女部会長 前の2つは意見ということですので、今の質問にお答えいただけますか。

○玉岡育成支援課長 ファミリーホームのほうは、東京都の基準が国に比べて少し厳しいところがございまして、養育家庭から移行する場合、開設時4人以上受託していることという基準があるので、そこを一つの緩和の対象として検討することもあるのではないかと。

あるいは、施設の職員の経験を有する者という基準について国は認めていますけれども、都のほうの制度では今認めていませんので、そういったものについては基本的に認めていくこともあり得るのではないかと。そういうことによって、例えば今4人でないとなめなもの3人であれば認められるようになれば、その裾野が少し広がっていくということもありますので、そういったところでの検討を考えております。

それから、先ほど石川委員のほうから御質問がありました御回答になりますけれども、今、よろしいでしょうか。

資料集の8ページのところでございます、「あなた自身は里親になってみたい気持ちはありますか」という質問で一番多かった回答は、「里親は必要な制度だと思うが、自分になりたくない」で49.7%、その次は「関心がない」で3.9%でした。

ちなみに、養育家庭や養子縁組里親になってみたいと答えた方の合計は5.1%でございました。以上でございます。

○柏女部会長 なってみたいというのが5.1%ですか。では、日本財団の調査とあまり変わらない数字ですね。分かりました。他にはいかがでしょうか。

では、宮島委員、武藤委員、それから渡邊委員、都留委員の順で、少し短目にお願いします。

○宮島委員 私からは、本日、委員資料として『法律のひろば』という雑誌を配らせていただきましたので、この内容も含めて述べさせていただきます。

10月2日に出た最新号で、児童福祉法の改正等によって児童虐待防止対策が全体としてどのような方向性であるのか、そういったことが特集として組まれております。磯谷委員も執筆されていて、私も執筆の機会が与えられましたので、御紹介させていただきます。

この冊子は、出版されたばかりなので著作権の関係があつて、委員限りということでお

配りさせていただきましたので、御了承ください。

それで、ここにもちょっと記したことですけれども、広報のことと、あとは実親交流のことの2点、申し上げさせていただきたいと思います。

一つは、先ほど広報の戦略とか量というのが話題になったのですが、ぜひとも質も考えていただきたいと思います。既にホームページ上では1年前に削除されましたけれども、他の自治体で過去に悲しい広報がありました。具体的には、様々な事情を抱えた子供を家庭が迎え入れて、子供に質の高い生活を提供するという趣旨なのだと思うのですが、里親委託を下克上という表現で伝えてしまったのです。

やはり里親制度は子供への支援であるし、実子への支援ですので、ある面、福祉サービスタという性格を持っています。ですから、スティグマが生じるような広報をしたら、絶対に増えるはずはない。

社会的養護は、今や身近な問題と考えられるようになってきました。でも、まだかわいそうな子供の問題ということで、多くが自分の問題とした捉え方ではない。自分のもとにも起こり得る問題だということの理解が広がらない限り、やはり制度の普及はないと思いますし、実親が子供を安心して委ねることができるものにはならないと思いますので、ぜひともスティグマが生じるような誤った広報にならないように、質を十分吟味していただきたいと思います。

2点目は実親交流についてですけれども、やはり実親交流は本当に難しいということです。ぜひとも必要ではあるけれども、研修だけではどうにもならない。別れた父母が両方も子供と面会交流が認められる。これは子供の権利である。でも、実際に交流すると様々なことが起こる。同じように、里親委託のもとでの交流はぜひとも必要だけれども、子供にとっても、里親にとっても、実親にとっても色々なことが起こる。この辺りの困難さを十分考えた上で、特に里親に過剰な負担にならないように配慮することも必要です。里親にとっては、子供の養育でも大変なうえ、実親の支援をするということも加わってくると、これは非常に過剰になりますので、十分この辺りについては、必要だけれども注意が求められる。そのことを申し上げておきたいと思います。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、武藤委員どうぞ。

○武藤委員 今日、ここに普及啓発のリーフレットが入っていますけれども、この中に「どのような子供を育てるのか不安です」というような表現があって、いわゆる社会的養護の

子供たちにどういう子供たちがいるのかということについて、もう少ししっかりと広報に入れるということが必要なのではないかと思います。

里親になってみたいといったときに、自分の実子がいなくてぜひ子供を育てたいという思いと、それから先ほど私は、社会的養護を必要とする子供のケアニーズが高いと指摘しましたがけれども、実際に様々な課題を抱える子供たちがいるため、割とミスマッチが起こったりする可能性がありますので、やはり今の社会的養護の子供たちがどんな子供たちで、どういう育てが必要なのかということをもう少し明確に打ち出しながら里親開拓をしていかないと、そこにミスマッチが起こってしまって、場合によってはこんなはずではなかったのというようなケースになってしまうと思います。入り口の段階からしっかり社会的養護の問題に対して明らかにするというのもやりながら普及啓発をしていかないと、本来の意味での質的な担保ということにならないのではないかと思います。意見です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、渡邊委員どうぞ。

○渡邊委員 私も、意見を述べさせていただきたいと思います。

鈴木委員をはじめ、広報についてさまざまな御意見がありましたけれども、私は広報、つまり広く知ってもらおうということと、それからリクルートという部分は混ぜて考えるのはちょっと難しいのかなと思っています。

リクルートは、本当に自分たちでどう協働者を獲得していくのかという部分になっていくので、つまりソーシャルワークを担う側がケアワークを担う方をどう獲得してチームを組んでいくのかという部分、それがリクルートになっていくので、それをどうしていくのかというのは、それを委ねられるのがフォスタリング機関になるのか、児童相談所になるのか、そこは分かりませんが、リクルートに関してはその担い手が積極的に自分で考えていくことだと私は思っています。

ただ、広く知ってもらおうということは常にずっとやっていかないと、やはり里親というのは何かというところから話をしなければいけないという状況になってくると思うので、こういった活動をしている社会的な責任として、これは市民一人一人の責任ですよというようなものも含めて、広く知ってもらおうという活動を広報としてやっていく。

でも、そこに獲得、つまりリクルートとして里親を獲得してくるということを目的にやっていると、どうしても二階から目薬的なことになりかねないので、本当に数を獲得する、質も担保して、つまり協働者になり得る人たちの候補者を獲得していくといった視点でリ

クルートをやっていくのは、その後、協働者となるソーシャルワークを担っていく方々が自分たちで考えていくことだと私は思っているので、都全体で獲得までの広報を、パッケージでやるとなると、言ってみれば戦略とコストだけではなくてエネルギーもものすごく必要になってくると思います。そこは効率をしっかりと考えてやっていく必要があって、こういう広報のツールも含めて、情報というのは一気に詰め込むよりも広く知っていただくということを重点に置くのであれば、私は決してこれも悪いものではないと思います。

ただ、効果が測りにくいというのはあるので、これは継続してやっていくものだという認識の中でやっていくことが大事かと思っています。

それから、意識調査について、先ほど柏女部会長がおっしゃった日本財団の調査で6%、都が実施した今回の調査は5.1%と、東京都もそんなに変わらないという部分でいけば非常に大きな希望が持てる。先ほど宮島委員もおっしゃいましたが、要はソーシャルワークを担う機関がしっかりアセスメントをして協働関係を築いていくと、おそらく問い合わせのあった方のうち3%から5%くらいの方々が、クルートから登録に結びついていこうと考えると、繰り返しますけれども、質を担保した、委託できる可能性のある里親の獲得というのは十分ポテンシャルがあるのかなと思いましたので、意見として述べさせていただきました。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。広報啓発とリクルートというのは、システムが違うというように考えていかないとならないというお話は、とても貴重だなと思います。子育て支援員の研修に出ることがあるのですが、そこで里親の話をすると、必ず終わった後に、1人、2人、詳しく知りたいのだけれどもという話が出てきます。

そういう意味では、子育て支援員を希望する方々とか、一時預かりを既にやっていらっしゃる方々をターゲットにして集中的にそこでやると、その後の反応がすごくいいというようにも思いますので、そういったようにターゲットを絞っていくというところから始めていくのもいいのかなと思いました。ありがとうございます。

では、都留委員お願いします。

○都留委員 私のほうは、最初の資料2-1を見せていただいて、将来に向け必要な里親の登録数がすごい数字になっていると思っていて、ずっと胃が痛い状況です。これから、この数字に向かってどうやって里親を増やしていくのかということが、先ほどのリクルートのところもそうですけれども、渡邊委員のところも含め、民間3団体でこの6年、7年、広報の部分やリクルートの部分についてたくさん話してきましたし、実際に色々な部分

をやってきていますけれども、本当にこの数字にまで届いていくのか。これは、きっとみんなで色々な知恵を絞りながらやっていくしかないということはあるのですが、私からしたらすごく数字的には大きいなと思っているのが正直なところになります。

委託に向けてのところ、実親の同意がとれないというところの問題も大きいと思っています。先ほど林委員のほうからもお話がありましたけれども、私は乳児院で仕事をしていますので、乳児院にいる子供たちを見ていると、里親委託が可能なケースはやはりそれなりの数であるのです。それで、そういったケースを何度も児童相談所とやりとりをしながら委託に向けて進めていても、結果として委託につながっていない。2歳、3歳くらいの子供であっても、里親たちが手を上げないということがずっと続いているという現状があります。

その部分を見ると、適した里親たちをどのような形でつくっていくのかというのは本当に大きい部分ですし、その中心を担っている児童相談所の方たちがこの数値目標を見たり、里親たちと触れ合いながらやったりしている中で、登録数もだけれども、やはり委託数をどう増やしていくのか。その部分はやはり丁寧にやっていかないと、この登録数を増やすというようなことと、委託の促進というようなところはなかなか進まないのだろうと思います。

ですから、この数字について、児童相談所としてはどういったように思っているのかどうか。言われたからやるというのではなく、コペルニクスの転換というのでしょうか。子供たちの家庭養育推進というようなところを大きく掲げて、全く考えを変えていかないことには、この数字を達成していくのは難しいだろうし、里親家庭を増やすというようなことにはなっていないのかなと、先ほどから委員の皆さんの意見を聞けば聞くほど、胃が痛い状況になっているという感じです。

乳児院の立場として、色々ケースを挙げていっても、今、委託が全然進まないというところが現状としてありますので、その部分もやはり理解していただきたいと思って発言をしました。ありがとうございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、渡邊委員どうぞ。

○渡邊委員 補足をさせていただきたいのですが、私が先ほど決してハードルは高くないと申し上げた根拠ですが、今後、特別区の児童相談所設置がどうなっていくのかというところが現時点では具体的に言えないかと思うのですが、5年、あるいは10年

といったスパンで見たときに、フォスタリング機関なのかどうかは別にして、包括的に里親を支援するところ、リクルートをしていく機関が東京都内に仮に25か所くらいあったとします。

そうすると、毎年、毎年、信頼できる委託可能な里親家庭の目指すべき獲得数というのは、単純に計算すると1か所で8家庭から9家庭なのですね。人口の多い東京都で1つの機関が、最初の年は3家庭、翌年は5家庭かもしれないけれども、年間で継続的に8家庭、9家庭を獲得していくのがとてつもなく困難かという、私はそうは思わないので、これは現実的な数字だなというように申し上げさせていただきました。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

次の課題に移りたいと思いますが、ちょっと出ていなかったことで委託に関する事柄なのですが、新規に児童相談所に委託する場合と、施設に入所している子供を里親に委託する場合には、少しシステムを変えていかないと。あるいは考え方を変えていかなければならないということは一言、付言しておきたいと思います。

特に構造的な問題でいえば、施設の子供たちを里親に委託すれば、施設の収入が格段に減るという話があるわけで、そういうことも考えながらやっていかないと。かなというふうには思いました。

では、次のテーマに移りたいと思います。養育家庭（里親）への支援というところでございます。核心部分にもなるかと思えますけれども、資料3-2について御意見を頂戴できればと思います。

では、藤井委員お願いいたします。

○藤井委員 今日の皆さんの御意見を改めてお伺いしていても、里親委託を増やしていく、あるいは里親を増やしていくということを考えたときに、資料3-2の里親への支援をどのように組み立てていくかというのはやはり最優先課題だと思っています。

正直、今の支援体制では、里親になることをとても人に勧められない状況です。ですので、ここの部分の議論は私たち里親にとって最も重要だと思っておりますので、大変恐縮ですが、少しお時間をいただきたいと思います。委員の皆さんのお手元には資料をお配りさせていただきました。

具体的には、フォスタリング機関については、児童相談所ではなくてやはり民間機関に委託する必要があるという論拠の一つになるような事例が最近ありましたので、里親支援の現場のリアルな状況をお伝えさせていただきたいと思ひまして、今回、個別の事例では

ありますけれども、委員の方のみに配布し、その後回収するという事で部会長に御了解をいただきまして、この資料を用意した次第です。

この事例の概要、経過は資料のとおりで、連休前日の夜に、子供からの暴力行為があって里親が児童相談所にSOSを出したのだけれども、特段動いてもらえなかったというような内容です。児童相談所にとってはよくある事例なのかもしれませんが、里親支援を考えていただくに当たって参考にさせていただきたいと思います。

お時間の関係もありますので、補足する点だけお話をさせていただきますが、この事例では、里親から児童相談所に電話で緊急対応をお願いしたいと相談をしたのですけれども、連休前日の時間外ということもあり、休み明けまで里親のほうで対応してくださいという回答だったのです。しかし里親のほうとしては、子供の暴力に色々対応してきてもなかなかうまくいかなくて、そんなときにまた暴力行為があって、手詰まり感がある中でSOSを出した。もちろん委託されたことによってすごく成長もしていて、里親家庭で養育するのに特に問題はないという子供だったのですけれども、ただ、やはり発達面での課題があるということで、これまでもたびたび児童相談所にSOSを出していたのですね。それで、この場面ではすぐさまのアセスメントと対応方針を求めたわけです。

私は本事例をもとにこの専門部会で議論していただきたい論点は2つあると思っています。一つは、もちろんこれは録音されているわけではないので一言一句このままではないかもしれませんが、このときの対応として、児童相談所は「暴力はいけないと教えるのは里親の役目」と言った。でも、社会的養護における子供の養育というのは児童相談所に責任はないのでしょうか。

何年も子供の暴力に悩んでいて、色々やってもうまくいかないから何度も助けを求めている御家庭で、しかもついさっき暴力を受けた里親に対して、子供の暴力に対応するのは里親の役目なのだから自分で解決しろと言っているわけです。こんなことで、里親が増えると思いますか。

私としては、実際、このように里親支援の必要性に対する認識が低いと思わざるを得ない児童相談所もあると認識しています。他の仕事が忙しいからできなくて当たり前というように感覚が麻痺しているのではないかとさえ感じています。

正直、里親がSOSを出しても何も支援してもらえず、何か問題が起こったときにはいきなり子供を引き揚げるといった児童相談所もあるのです。

例えば、子供の課題や特性というのは、乳児院にいたときからわかっていると思うので

すけれども、児童相談所は委託するときに十分にその情報を里親に伝えていないこともよくある話です。でも、里親に子供の課題を十分に伝えず、里親が何年も頑張っても暴力はなくなる。それでSOSを出したら、暴力はいけないと教えるのは里親の役目だと、里親の責任にするというのはいかがなものでしょうか。

虐待件数の増加等で、今や里親委託をされる子供たちも大概難しくなっているわけですから、児童相談所は責任を持って、養育家庭における里子の養育を支援しなければならない。これが、今回の里親支援のフォスタリング機関の議論の原点だと思っています。

ここの認識のところは、フォスタリング業務が民間機関に委託されたとしても、やはり大事なところだと思っています。これが、私が申し上げたい第1の論点です。

この認識の薄さという意味では、私は介護保険制度成立前の高齢者介護や障害者自立支援法制定前の障害児・者支援の状況を思い出します。要は自治体による措置によるサービス体制の中で、高齢者介護も障害児・者支援も、基本的に家族が担うべきだと考えられて、社会サービスの必要性の認識が乏しかった時代です。でも今やこうした家庭への社会サービスによる支援は、社会的養護の世界でも、厚生労働省が民間委託を含めた里親支援機関を施策として打ち出してからでももう10年以上経つわけですから、里親支援の必要性の認識については、児童相談所の皆さんも、早急に改めていただきたい。

長くなって恐縮ですが、もう一つの論点は、では本事例で児童相談所は、この時点で何ができたかということです。私は一時保護ができたのではと思いますけれども、しかし、児童相談所として保護しないと判断した。なぜ他の対応を何も考えなかったのか、疑問に思っています。

例えばチーム養育の要である親担当の児童相談所に連絡をして様子を見に行ってもらったりとか、施設にレスパイトを相談するとか、あるいは家庭訪問して子供の状態を確認するとか、色々あったと思うのですけれども、何もしていない。以前ここでも申し上げましたが、子供担当の児童相談所は里子とも里親ともほとんど顔を合わせないですから、こういう場面でどうしていいかわからないのではないかと思います。

考えてみれば、社会的養護の現場での養育というのは、あくまでも施設と私たち養育家庭が担っているのであって、児童相談所ではないのですね。

実際、里親家庭で何か問題が生じると、児童相談所がいきなり措置解除をして子供が施設へ措置変更というようなパターンが多いのですけれども、それは、実は児童相談所が里親子の間に入って関係を調整するよりも措置解除するのがおそらくリスクが小さいからで

はないかというように私は考えています。そして、だからこそ、里親に寄り沿って支援をするという意味でも、包括的なフォスタリング機能を担っていただく民間の機関が必要だと思うのです。養育支援はもちろんですが、里親のリクルートやマッチングだって養育に関するノウハウの蓄積がない組織には難しいのではないのでしょうか。

実際に養育のノウハウが蓄積されている施設がフォスタリング機関となって、普段から私たち養育家庭と密にコミュニケーションをとっていただければ、私たちも有効な支援が得られる可能性も高まるし、児童相談所の業務も少し身軽になるのではないのでしょうか。

もちろん施設ではなくて他の民間機関でもいいのですけれども、東京都においては、資料3-2にあるモデル事業として、全てのフォスタリング機能を包括的に民間に委託することを早急に検討していただきたいと思っております。

長くなりましたので、一旦ここまでとさせていただきます。資料3-2については、また後ほどいくつかの意見を申し上げたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。知り得た事例をもとに、フォスタリング機能をどこがどのように果たしていくべきかということについて、いくつかの論点を提示していただいたと思います。

特に、2つ目の「○」のところにあるフォスタリング業務を民間機関に委託することの大切さということについても強く御指摘をいただいたかと思えます。ありがとうございます。何かありますか。

では、事務局のほうからお願いいたします。

○玉岡育成支援課長 児童相談所による里親支援の可能性についてですが、基本的に藤井委員がおっしゃった里親支援、フォスタリング機関のあり方につきましては今、私どもとしては民間機関に対して包括的に委託をするといったところの御意見をいただいていることも踏まえながら、さらにまた皆様方に議論を深めていただきながら、それを参考にして構築したいと思っております。

ただ、実際にすぐにフォスタリング機関を今、藤井委員がおっしゃったように展開するというのは、それはそれで色々難しい部分がありますので、まずはモデル事業といくことで始めさせていただきながら、色々な課題も見えてくるかと思っておりますので、そういった部分の効果の検証もしながら、進めていきたいと思っております。

やはり里親支援と、今、藤井委員からの具体的な事例の中で、里親の皆さん方が抱えていらっしゃる色々な悩みですとか、日々直面されている色々な御苦闘だとか、そういった

ものについては、私たちもそれはそれとして受けとめさせていただきながら、フォスタリング機関のあり方などについて一つの参考にさせていただければと思います。私のほうからは、以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。藤井委員もよろしいでしょうか。

では、短くお願いいたします。

○藤井委員 今のお話も踏まえて、資料3-2で、「背景と経緯」の3行目ですけれども、これは多分チーム養育も頭に置いているのだと思うのですが、「里親に寄り添ったきめ細かな支援」とあります。これはさっき申し上げた事例もそうなのですけれども、現在のところ寄り添った支援という実感はあまりないという状況です。

他の自治体なのですけれども、児童発達支援センターを拠点とした社会福祉法人があって、その法人では里親支援機関ではないのですけれども、中学校区の中で20世帯ぐらいの里親家庭、それからファミリーホームが2つありまして、その里親家庭で何かあるとすぐに駆けつける体制を整えているという例があります。

そのスタッフは、普段から子供たちとしっかりコミュニケーションをとっていて、変な話ですけれども、里親の言うことは聞かないけれども、そのスタッフの言うことを聞く子供たちもいて、要は里親とスタッフで多層的な支援ができています。これは、まさに寄り添った支援の1例だと思います。

それから、ちょっと思い出しましたけれども、養育家庭センターの時代は、それぞれのセンターが施設の中に2人分ずつぐらい、アセスメント保護のための空きを持っていました。東京都でも、過去にはそういうこともあったわけです。

そういう体制をしっかりと整えるためには都全域を民間のフォスタリング機関でカバーするような体制をつくるしかないと思います。

だから、再三主張していますように、この資料にも、あるいは都の計画にも、例えば5年後には都全域を民間フォスタリング機関でカバーすることを目指すとか、そういうことを明確に記載してほしいと思っています。

それで、これは10年先までの計画ですよ。だから、それをぜひお願いしたい。もしそれができないということだったら、なぜできないのかというところも説明していただきたいと思います。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。「今後の方向性」の上から2つ目の「○」のフォスタリング業務のところですが、「モデル実施を行い」というところまでいいのかもしれ

ませんけれども、その後に民間フォスタリング機関のいわば全都展開といったようなことも検討してもらえないだろうかということがあるかと思います。

それと同時に、民間の機関に投げってしまうだけではなくて、児童相談所という行政機関と、それからフォスタリング機関が意思を統一しながらやっていくことの大事さということを御指摘いただいたかと思います。貴重な御意見を頂戴したと思います。

宮島委員、お願いいたします。

○宮島委員 里親委託に関わるソーシャルワークを専門と言ってきた者として、藤井委員のお話をただ聞き流すというわけにはいかないので、4点申し上げたいと思います。

まず、書いてある内容がこのまま事実だとすれば、里親の痛みの深さ、また児童相談所職員に対する不信が生じるというのは当然であろうと思います。

ただ、個別案件について実際どうだったかというのは、ここは扱える場所ではないと考えますので、資料を藤井委員が十分な聞き取りをした上で、それを整理されたものという前提で、事実だとすればという前提で申し上げます。

2点目ですが、私は措置制度であるからこそ児童相談所の責任は大きいのだと思います。実際に施設ですと、施設長が親権の一部を代行するような規定がなされていますが、里親の場合は児童相談所長が責任者になっていますし、やはりその意味でもむしろ施設以上に児童相談所の責任は大きい。

平成20年の児童福祉法改正で、都道府県が里親支援をしなければならないというように定められましたが、そもそも措置中の子供なのだから、本来知事が責任を持っている子供であるという視点からも、児童相談所が里親を支援するというのは当然のことだし、今後はもっと求められる。たとえフォスタリング機関ができたとしても、児童相談所の責任は大きいと思います。

3点目は、本事例について、中には踏み込めませんが、一時保護すべきだったかどうかというのは分かりません。

ただ、この内容が伝えられていたのだとすれば、当然、里親にとってすぐに児童福祉司に駆けつけていただきたかったというのは間違いなことだし、それが受けとめられなかったとすれば、これはソーシャルワーク上、やはり問題であると思います。

ただ、個別案件にはここでは深く入れませんので、書かれていることが前提とすればというように申し上げたいと思います。

最後に一つ、お伝えさせていただきたいのですけれども、やはり児童相談所も現場であ

るということは忘れてはならないと思います。養育を担っている里親はまさに現場ですし、実践者ですが、児童相談所でソーシャルワークを担っている人たちも現場なのです。都庁も都の政策をつくるという意味では現場ですし、厚生労働省も国の政策を定めるという面で現場である。それぞれが現場実践者であるという相互理解がなければ、色々なものは進まないと思います。

児童相談所の職員で、本当に追い詰められて倒れているような方も何人もいます。現場で必死に頑張っている職員だということは申し上げたいと思います。

もちろん忙しさとかを理由に、里親に委託されている子供たちのことを軽んずるというようなことがあってはならないのは御指摘のとおりだと思っております。以上です。

○柏女部会長 では、藤井委員、短くお願いします。

○藤井委員 誤解をしていただきたくないのですが、私は子供の養育の現場ではないというように申し上げているのであって、児童相談所ももちろんソーシャルワークであったり、あるいは虐待家庭に対する対応の現場であることは間違いありません。そこを何ら否定するわけではなく、むしろ役割分担なのだと思います。

役割分担として、里親の養育を支援する立場に立ってもらえる人たちは誰か、どういう人たちかと、里親の視点から考えたとき、それは児童相談所よりもむしろ施設であったり、あるいはNPOであったりするということを申し上げたいということです。

○柏女部会長 これで締めさせていただきます。根底には、おそらくケアワークの支援と、ソーシャルワークと、少しそのところの違いなどもあるのかなということは思いました。

どうぞ、渡邊委員。

○渡邊委員 ありがとうございます。できるだけ短く意見を述べさせていただきます。

今、柏女部会長もおっしゃったように、ソーシャルワークとケアワークの協働は非常に重要だと、藤井委員もまさしくおっしゃいましたけれども、協働作業はスポーツでもそうですが、サッカーチーム全員11人がゴールキーパーだったら永遠に勝てないわけで、やはりそれぞれの役割をしていくという意味で、ケアワークを担う里親にケアワークの担い手が支援をするというのは、結局どこかで必ず行き詰まると思うのです。そうすると、やはりケアワークの担い手と協働するのはソーシャルワークの担い手であるべきだと思います。

もう一つは質問なのですが、今後の方向性のところで、「将来的にフォスタリング業務

を担う人材を育成する仕組みについても検討」とありますが、これについては既に何かイメージがあるのでしょうか。まさしく、これから重要な役割を担っていく人材育成というのはものすごく重要だと思うのですけれども、これについて何かこれから考えていかれるのか。何かそれを議論するセクションをつくって議論されていくのか、あるいはそういうイメージが既にあって、こういう育成する仕組みのたたき台みたいなものがあるのか。もしお分けしていただけるのであれば、その辺りの情報のシェアをお願いしたいと思います。

○柏女部会長 これは、事務局からお願いします。

○玉岡育成支援課長 これは、前回藤井委員のほうからいただきました意見を基本的にここには載せさせていただいているものになります。具体的なフォスタリング機関の制度設計については、この委員の皆様方の議論も踏まえながら、庁内で引き続き検討していきたいと思いますが、藤井委員がおっしゃっていた趣旨というのは、モデルを1つずつ始めるにしても、将来的には全都的に広がるのであろうから、そのモデル実施をしている間にも、将来の担い手となる人たちの人材育成に資するような取組をしてほしいといった趣旨だったと思いますが、それについては今後、具体的に私たちの中で引き続き検討していきたいと思います。

今、何か具体的にこの場で皆様方にお示しできるということは、まだちょっとできないところです。

○柏女部会長 藤井委員、どうぞ。

○藤井委員 私も過去、長く行政に携わっていましたが、やはり計画に書かないと、それはモデルだけで終わってしまう可能性だって十分にあると思うのです。

だから、私はやはり東京都が向かうべき姿として、民間の包括的なフォスタリング機関が都全域をカバーするというようなことを明確に書いていただきたいということを改めて申し上げたいと思います。

それから、先ほど渡邊委員がおっしゃったことですが、なかなかケアワークとソーシャルワークの境目というのは難しいのですが、もうちょっと素人っぽく言えば、私たち里親は、ソーシャルワークとしての支援ももちろん必要だと思っております。ただ、私が施設、施設と申し上げているのはそうではなくて、ケアワークという言い方をするのであれば、ケアワークの経験値が我々よりもずっと高い人たちが施設にいるわけです。

やはり里親の1つの大きな弱点というのは、そんなにたくさんの子供を養育できるわけではないので、経験値の積み重ねということでは、どうしても乏しくなるところがあるの

で、そこを施設のケアワークの経験値の高い方たちに支援していただきたい。そういうことが言いたかったということです。

○柏女部会長 皆さんにお諮りをしたいのですが、次の特別養子縁組の議論も残っております。可能ならば20分ほど延長させていただきたいと思っております。後ろがもう詰まっています途中で退席しなければいけないという方は手を挙げていただいて、特別養子縁組の話をしていただいても結構です。事務局もよろしいでしょうか。働き方改革に反するような形で申し訳ないのですが、少し延長させていただきたいと思います。したがって、発言は短目にそれぞれお願いしたいと思います。

では、林委員をお願いします。

○林委員 根本的にチーム養育なり、里親支援原論といえますか、原理論というか、一体、何をターゲットに支援をするかを考える必要があるかと思えます。

ケアワークそのものを一緒に共有してもらいたい。だから、高齢者のケアパッケージのように、何かあったときにどうするのかという具体的なケアの受け皿を委託当初からきちんとケアパッケージとして提供してくださいということだと思っております。

ところが、今は児童相談所側の認識としても、里親子関係の中でケアワークを完結している、里親のはけ口の先として児童相談所の児童福祉司が場合によっては寄り添っているという認識だと思っております。

つまり、養育支援とか、里親支援とは何か、何を対象に考えているかという認識のずれがあるのではないかと思います。

○柏女部会長 とても大切な御指摘だと思います。今後、これは詰めていかなければいけない問題だと思います。この部会でも詰めなければいけないでしょうけれども、都としてもしっかりとこれは議論をしていただければと思います。

武藤委員、どうぞ。

○武藤委員 フォスタリング機関のモデル実施についての具体的な要望というか、意見ですが、民間で、特に子どもでいうと児童養護施設や乳児院等を運営している法人だとか施設で、前回もお話をしたかと思いますが、今現在、内部的に調査をすると、6から7くらいの施設、法人がぜひフォスタリングをやりたいというような希望を出してきます。

モデル実施についてぜひお願いしたいのは、予算の関係もあるので、いきなり3つ、4つ、5つ、すぐにスタートするというわけにはいかないかもしれませんが、できれば多様なフォスタリングをやらなければいけないだろうと思っておりますので、1か所がや

って、それがモデルになるということではちょっと違うのかなと思っています。

ですので、モデル実施に当たっては、乳児院が主体となって幼児なども支援をすることも含めた乳児院型だとか、それから、年齢の幅がある子供たちにしっかり支援ができるような児童養護施設型だとか、地域からすると区部、市部というような地域の関係なども含めて、やはりモデルになるような仕組みを考えていくべきと考えます。ですので、1か所だけの実施でモデルということにはなりにくいのかなと思っていますので、そんなこともこのモデル実施に当たって御検討いただきたいと思っています。

- 柏女部会長 大事な視点だと思います。フォスタリング機関がやはり多様である必要があると思いますし、そのためにはいくつかのモデルで実施してみるということはとても大事なことだと思います。ありがとうございます。

次に移ってもよろしいでしょうか。

それでは、3つ目のテーマ、「特別養子縁組に関する取組の推進」に移りたいと思います。御意見がありましたら頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

では、磯谷委員をお願いします。

- 磯谷副部会長 背景と経緯のところの最後に、今年度の民法改正について記載されています。それで、今回の法改正は年齢だけではなくて審議の仕組みも変えまして、児童相談所がいわゆる第1段階の申し出ができるようになってきているわけです。

そうすると、特別養子縁組を推進していく一つの方法としては、今回の制度改正を生かして、児童相談所も申し立てをしたり、あるいは児童相談所が申し立てをしない場合でも利害関係参加という形で、児童相談所が手続きに参加をして資料を出したりということができるようになっていますので、そういったことも検討をしていただく必要があるかと思っています。

ですから、今後の方向性のところに、法律名を言えば家事事件手続法になりますけれども、その改正を踏まえて、児童相談所の審理への関与のあり方を検討するということを盛り込んでいただければと思います。

- 柏女部会長 ありがとうございます。建設的な御意見を頂戴いたしました。他はいかがでしょうか。

では、藤井委員をお願いします。

- 藤井委員 2点あります。1点目は、今後の方向性の一番上に「交流期間中の養子縁組里親への支援を充実させ、委託に向けた交流を推進」とありますが、これは特別養子縁組の

年齢引き上げなども視野に入れて、例えば今、措置中の子供たちの中から特別養子縁組の対象になるような子供たちというのはどのくらいいるのか。逆に言えば、どれくらいニーズがあるのかとか、あるいはどれくらいを目標として進めていくのか、その辺りの見通しや考え方があるのかどうかという点です。

2点目は、今後の方向性の6番目に記載のある、都と民間あっせん機関との連携の関係のところ、ここにはざっくり書いてあるのですけれども、多分これは色々実務上のハードルというのは結構高いのかなと思っています。例えばいつまでに、具体的にどんな手順でこういった連携を図るとか、あるいは相互に養親候補者を紹介するような仕組みを構築していくのかとか、その辺りのイメージなどがあれば、お話をいただければありがたいと思います。以上です。

○柏女部会長 2つ質問がありましたけれども、答えられる範囲で結構ですので、事務局のほうでお願いできますか。

○玉岡育成支援課長 藤井委員がおっしゃっていたのは、交流期間中の養子縁組里親への支援というところ限定でのお話でしたか。

○藤井委員 申し訳ありません。そこにひっかけて申し上げたようなところはあったのですけれども、特にそれにこだわるわけではありません。

○玉岡育成支援課長 養子縁組里親につきましては、現在、かなり増えてきています。やはり民法の改正とか、色々なこともありまして関心も高まっておりまして、これはあくまでも児童相談所が扱う部分だけで申し上げていますが、10年くらい前ですと新規に50家庭くらいの登録数だったものが、最近では1年間に100家庭くらいの養子縁組里親の登録があるという状況がございます。

ただ、具体的な目標につきましては今、私たちとしても何か持ち得ているものはないというところがありまして、民法改正の話もありますので、そういったところの影響なども踏まえ、動向を見守りながら慎重に検討していきたいと思っております。

また、2点目の民間あっせん機関との関係でございますけれども、こちらにつきましては昨年度、民間あっせん機関の皆様と児童相談所のほうで会議を開催させていただいたところがございます。また近々、今まさに藤井委員がおっしゃっていただいたような、相互に養親候補者を紹介する手順ですとか、仕組みですとか、必要な情報のやりとりだとか、そういったものについて会議を開催し、情報交換、意見交換をしていきたいとは考えております。以上です。

○柏女部会長 よろしいですか。他には、どうでしょうか。

磯谷委員、どうぞ。

○磯谷副部会長 最後のところに「養育家庭委託から養子縁組里親委託への切り替え」とあります。これは今回の改正であり得ることになったわけですが、ただ、ケースによってはなかなか容易でない。つまり、実親のほうにも説明をしっかりとしなければいけないことはあり得るのだろうと思います。

特に、当初、いつか家庭に引き取られるような形で説明をして、同意をとって養育家庭に委託をしていながら、いつの間にかそれが特別養子になって実親関係が切り離されるという話になりますと、当初説明していたのとは全く違うということにもなりかねないと思うのです。

内容によってはそうせざるを得ないケースもあるとは思いますが、いずれにしても最後の部分というのはそう簡単な、つまり里親認定の登録のあり方を検討すればスムーズにいくということでは全くなくて、おそらく実親に対するケースワークといいますか、そういったところも含めて、相当慎重にやらないとトラブルを招くことになるのかなと思いますので、その点だけ指摘をしておきたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、宮島委員お願いします。

○宮島委員 2つ申し上げたいと思います。

特別養子縁組は、子供たちの幸せのために選択し得る有力なものでありますので、これを広げることはぜひともしていただきたいし、必要な子供に対してそれを進められるということはぜひやっていただきたいのですが、1点、これは広報にも関わることだと思うのですが、特別養子は実子になるというような表現がしばしば見られることが気になってきます。

確かに、法律上は実子とほぼ同様になりますが、生物学的な親子関係は変わらない。そのために子供自身はずっと葛藤を抱えますし、里親と同じように養子縁組をした後も、養親は様々な課題や、悩みや、難しさを感じる。このことを前提に置いた上で、本気で養親を支えないといけない。私的な関係の中に託して、あとは終わりというのではなく、やはり里親委託は公的な責任のもとで児童相談所長の責任、知事の責任で養育をちゃんと支援していくことが必要だと思います。

養子縁組は法律上の親子関係になるけれども、これはプラスアルファではなくて、本気

で支援をしないと大変なことが起こっていると思っていますので、生物学的な親子関係は変わらないという面をあえて強調して広報する必要はないですけれども、その点も踏まえておく必要があるのではないかと考えております。

2点目は、特別養子は本当に有力な選択肢になると思うのですけれども、普通養子も全く触れなくていいのかということです。確かに普通養子は成人養子も多く、この場合は財産継承のためのことが多いわけですが、法的な親子関係を断絶しなくても身分関係を安定させていくということが可能な制度ですので、やはり選択すべきものとして位置づける必要があるのではないかと。そのことが忘れられないように、ぜひとも御配慮いただきたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。忘れられがちなところについて、御指摘をいただいたことに感謝申し上げます。

では、林委員をお願いします。

○林委員 3点、意見があります。

1点目は、現状と課題の1つ目です。「委託前に十分な交流を行えるようにするため」という表現がありますが、やはり交流期間の長期化を促すような理解もあるかと思います。ですので、委託前の準備体制というような言い方にできないだろうかと思っています。

2点目は、その下の記載に、「縁組成立後も悩みを抱える養親からのニーズが高い」とありますが、ここは「養親及び養子」だと思います。特別養子縁組が制定されて30年過ぎた今、成人した養子たちがスピークアウト活動に携わるようになってきて、先日も私自身、拝聴する機会がございました。やはり、ネガティブな思いというのはなかなか世間には伝わりにくいし、離縁したケースの中身というのも公表されない中で、貴重な声をお聞きしました。乳児院に委託された方が19歳のときに自分探しをしたら、地方の児童相談所から郵送でぼんと過去の文章が送られてきたという体験報告もございました。

どういう形でその子供の生い立ちの記録を、寄り添って、きちんと伝えていくか。そういうノウハウさえない中で、この部分に「養子」を加えるだけではなくて、今後その生い立ちの記録の開示を含めてどう考えていくかということを検討する必要があるということです。

それから、今後の方向性の下から2つ目のところですが、「相互に養親候補者を紹介する仕組み」というのも、ここには例えば先ほど都留委員が言われたような施設の子供の担い手がいないという中で、養子候補者の紹介ということもつけ加えるべきではないかとい

うのが3点目です。以上です。

○柏女部会長　ここは養親だけではなくて、養子もということですね。分かりました。ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、この「特別養子縁組に関する取組の推進」の議論はこれで終えて、今3つのものについて議論をしてきましたけれども、最後に全体を通じて、このことをもう少しやはり言うておかなければいけないとか、そういうことがあれば出していただきたいと思えます。

では、藤井委員お願いします。

○藤井委員　申し訳ありません。今日はかなり私が時間を使ってしまいましたけれども、もう一つだけ発言させてください。最後に提案なのですが、今日は私が先ほどの件を一方的に問題提起した形になったのですけれども、おそらく私たち里親と児童相談所とは、私が十何年間やってきた感じとして、やはりお互いに不信感を持っているという感じがするのです。

局地的には良い関係もできているのですけれども、全体としてはできていない。なぜかという、やはりお互いのコミュニケーションが不足しているからではないかと思えます。児童相談所の皆さんも所長以下、もっと里親とコミュニケーションの機会を設けるべきだと思います。

その皮切りというわけではないのですけれども、11か所ある児童相談所の所長と養育家庭の会の幹部の定期懇談の場などを御検討いただけないかということをご提案させていただきます。年に2回くらいでしょうか。そこで私たちもその都度、要望を出しますし、例えば先ほどの委託時の情報提供の範囲なども、昔からの論点なのですけれども、多分当事者同士でちゃんと話し合ったことというのはないので、そういう機会にもできればいいかと思っております。

一方で、児童相談所のほうからも、里親に対する意見をどんどん出していただければいいのではないかとも思えます。

これまで私たちも正直遠慮していたのですね。どうせ言っても無駄だという気持ちも強かったし、不平不満を言って子どもを引き上げられたらどうしようという想像上の恐怖もあった。さすがに東京都の児童相談所でそんな理不尽なことは有り得ないと思うのですが、多くの里親がどういうわけかそんな恐れを持っていることは事実で、だから児童相談所に

対してあまり意見が言えなかった。逆に児童相談所の側でも基本ボランティア的にやっている里親に遠慮みたいなものもあるのではないかとも思うのですね。

行政と、どんな団体との関係でもそうなのですけれども、やはりコミュニケーションを密にして信頼関係をつくっていかないと、お互いに批判も含めて腹を割って話せるような関係をつくって、それをもとにしてお互いレベルを上げていかないと、やはり子供たちのためにいい仕事はできないのではないかと私は強く思います。

そういう意味で、児童相談所長の皆さんとの懇談の場というのをぜひつくっていただきたいし、できれば児童相談所と里親でもっと密度の高いコミュニケーションを図っていくというようなことを、計画の中にも書き込んでいただければありがたいかと思います。

これはあくまで提案ですから、特にここでお答えということはないのですけれども、しかし、できれば次回以降、何らかの形で御回答をいただきたいと思います。ぜひ御検討いただきたく、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○柏女部会長 今後、里親開拓等々を進めていかなければならないという状況の中では、それを進める機関と、それから里親養育家庭の方との相互交流、相互のコミュニケーションを強化していくのはとても大事なことですし、計画の中にも盛り込めるかも含めて、御検討をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

では、石川委員どうぞ。

○石川委員 普及啓発のところで、1点申し上げたいと思います。先ほど柏女部会長から、子育て支援員の研修などで里親の話をする、もっと話を聞きたいという方が出てくるという話を伺ったのですけれども、私はその逆もあると思っていて、一市民からして子供たちのために何かしたいというときに、入りやすいものから割と負担の大きいものまで段階がある中で、やはり里親というの一番高い段階で、ハードルが高いのです。

そういうときにこういったリーフレットをつくっていただいて、これを見てやはり里親は無理だわと思った人に、例えばフレンドホーム事業ですとか、子供の手助けをしたいならばこういう制度もありますよと、紹介するものを1枚挟んでいただくだけで、里親ならば無理だけれども、それであればやってみようかしらという方が出てくると思うのです。それで1段階段を上ると、これができた、これもできるということで、将来的に里親になってくださるということもあると思うのです。

来年すぐに委託率を増やそうという話でしたらすぐには結びつかないと思うのですけれども、10年スパンで考えていくということであれば、これは里親の啓発なのだからとい

うことではなくて、申請ルートが違うとか、そういうこともあるかと思いますが、そういった情報もあわせて広報していくと、種をまいていくという点では非常に有効なのではないかと思いますので、検討していただきたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。広報啓発の手法についての具体的な提言をいただきました。他はいかがでしょうか。

では、武藤委員をお願いします。

○武藤委員 では、2点ほど申し上げます。

1点目は、前半の議論のところでも申し上げたのですが、今回里親支援ということを中心にしながら議論していますが、ぜひ委託児童の権利擁護というのでしょうか、そういうところもしっかり盛り込んで計画を立ててほしいと思っております。もちろん入れるのではないかと思うのですが、今日の資料の中には入っていなかったものですかからよろしくをお願いします。

2点目ですけれども、特別区で児童相談所が来年から開設をし始めるという状況なので、特別区において社会的養育推進計画を区独自でつくるところと、つくらないところがあるみたいですが、東京都全体で、東京都が責任を持つということであれば、各区が今後児童相談所を設置するに当たってどのような計画を立てるかということもしっかり盛り込みながら、東京都の全体の推進計画を立てていくということが必要だと思っております。里親委託率もそうですし、児童養護施設や社会的養護をどうするかということに大きく関わるということもありますので、包括的な意見にはなりますがよろしくをお願いします。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。そういう意味では、特別区が児童相談所を開設する前に計画はできていますが、3年後の見直しが当然入ると思いますから、その際には区の児童相談所もできている段階ですので、それで見直していくということも大事かもしれません。ありがとうございます。

他はよろしいですか。渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 最後にすみません。短く言います。

フォostリング機関を今後民間にという部分では、私も賛成で、ぜひそうしていただきたいと思うのですが、それをしていく上でやはり非常に重要になってくるのが児童相談所、東京都、あるいは市区町村との信頼関係が絶対大事だと思います。それで、これはもちろん相互に大事なことではあるのですが、やはりその事業を担うに当たって担う側、民間側

としてはそれをどう信頼されるように関係を築いていくのかという戦略をきちんと持ってその役割を担っていくということが非常に重要だと思うので、今後どういう形でモデル事業をやられていくのかはちょっと分からないですけれども、そこはぜひ何らかの形でお示しいただけたらいいなと思います。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、時間を超過してしまって申し訳なかったのですが、今日の議論はこれまでとさせていただきたいと思います。この後は、今日いただいた御意見も踏まえて、計画策定に向けて御検討をいただければと思います。

本日の審議は以上となります。事務局から、今後の予定などをお願いしたいと思います。

○玉岡育成支援課長 資料4をご覧ください。次回、第7回の部会は11月18日月曜日午後6時半からの開催を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日お配りいたしました藤井委員の資料につきましては、個人情報の関係等がございますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

宮島委員からの資料につきましては、お持ち帰りいただいて結構でございます。以上でございます。

○柏女部会長 それでは、私の進行不手際もありまして20分ほど超過をしてしまいまして申し訳ございませんでした。

第6回の専門部会をこれで終了とさせていただきます。長時間にわたり御審議をいただき、ありがとうございました。また次回もよろしくお願いいたします。

午後8時24分

閉 会